令和９年４月採用予定
会津若松市会計年度任用職員（専門員）
介護予防推進員

選考試験受験案内

この選考試験で募集する会計年度任用職員とは、地方公務員法に基づき採用される一会計年度（４月１日から３月31日まで）の範囲内の任期で任用される職員です。

勤務成績が良好な場合に限り、令和10年４月１日以降において、再度任用する場合があります。ただし、この場合の再度の任用は４回が限度となります。また、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。

１　試験日　　：令和９年　１月13日（水）

申込受付期間：令和８年12月　１日（火）～12月25日（金）

※　受付は午前９時から午後４時30分まで行います。
　　ただし、土曜日、日曜日は除きます。
※　郵送による申し込みは、令和８年12月25日（金）必着です。

２　試験職種、採用予定人数、職務内容、任期

⑴　試験職種、採用予定人数、職務内容

試 験 職 種	採用予定人数	職 務 内 容
介護予防推進員	１名	高齢者の生活習慣病予防及び介護予防に関する普及啓発活動、健康教育・健康相談、フレイル状態にある高齢者の把握等に関すること

⑵　任期

令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

３　受験資格

次の⑴から⑶までのすべての要件を満たす者

⑴　次のいずれかに該当する者

ア 日本国籍を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法別表第２に掲げる在留資格をもって在留する者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

⑵　次のいずれにも該当しない者

ア 拘禁刑（令和７年５月31日以前は禁錮）以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

⑶　次のいずれにも該当する者

ア 医療・福祉分野での業務経験、または健康指導に関する業務経験を有する者

イ 保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの資格を有する者

ウ 普通自動車運転免許を有する者（ペーパードライバーは不可）

エ パソコンを使用して文書、資料等を作成できる者

４　試験の方法及び内容等

試験種目	内容
作文試験	課題に対する知識や見解等の表現能力についての記述試験 ※申込時に提出していただきます。
経歴審査	介護予防推進員として必要な職務や経験等の有無についての審査
個別面接試験	介護予防推進員として必要な専門的知識の有無、資質を総合的に評価する試験

５　試験期日、試験会場及び合格者発表

試験種目	期日・時間・場所	合格者発表
作文試験	提出期限：令和８年 12 月 25 日（金）	令和９年１月下旬（予定）に受験者全員に合否を通知します。
経歴審査	受験申込書により審査します。 提出期限：令和８年 12 月 25 日（金）	
個別面接試験	令和９年１月 13 日（水） 時間は別途申込者へ連絡します。 会津若松市東栄町３番 46 号 会津若松市役所本庁舎	

６　受験申込方法

⑴　「受験申込書」、「受験票」、「作文課題」及び「110 円切手を貼った**返信先明記**の長形３号の封筒」を会津若松市役所健康福祉部健康増進課に提出してください。

⑵　郵送により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」、「作文課題」及び「110 円切手を貼った**返信先明記**の長形３号の封筒」を同封の上、会津若松市役所健康福祉部健康増進課あてに送付してください。

※　受験票を受領後、最近３ヶ月以内に撮影した本人の写真１枚（上半身、脱帽、正面向、縦４ｃｍ、横３ｃｍ）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

７　合格者の採用

合格者は、成績上位の方から原則として令和９年４月１日以降採用します。

なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。また、この募集は令和９年度の予算の成立を前提として行うものであり、成立した予算の内容によって、採用されない場合が有り得ることに予めご了承願います。

8　待遇等

⑴　報酬

1月当たりに支給される金額 198,206円～203,321円（予定）	人事院勧告等により改定が行われる場合があります。 職務経験等を有する方は、その経験等によって報酬が左記の範囲内で調整される場合があります。
諸手当等	通勤手当に係る費用弁償、時間外勤務に係る報酬、期末手当及び勤勉手当がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

⑵　勤務日数・勤務時間・休暇等

勤務を要する日	月15日勤務
勤務時間	午前８時30分～午後５時15分（休憩60分）
休　　日	土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）、健康増進課長が指定する日
休　　暇	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇が付与されるほか、特別休暇が条件に応じて取得できます。
勤務場所	会津若松市役所本庁舎（会津若松市東栄町３番46号）
福利厚生	健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償

⑶　服務

服務	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。営利企業等への従事（兼業）については、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の観点から、制限する場合があります。

9　その他

⑴　この試験で、介護予防推進員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。

⑵　本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。

⑶　申込み時等に提出された書類は、一切返却いたしません。

⑷　その他、不明な点は会津若松市役所健康福祉部健康増進課に問い合わせてください。

会津若松市役所健康福祉部健康増進課保健指導グループ
（本庁舎２階）

〒965-8601　会津若松市東栄町３番46号

℡ 0242（ 39 ）1245　内線 1265

https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/